

特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設における取扱要領  
(令和6年1月16日付け厚生労働省医政局総務課長通知「特例的に医師が常駐しない  
オンライン診療のための診療所の開設について」に基づく)

(目的)

第1条 この要領は、令和6年1月16日付け厚生労働省医政局総務課長通知「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」に基づき、特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所（以下「オンライン診療所」という。）の開設及び県内に所在する病院又は診療所の事業として行われるオンラインによる巡回診療（以下「オンライン巡回診療」という。）の実施の取扱について定める。ただし、この要領で定めるオンライン巡回診療の実施は定期的に反復継続（おおむね毎週2回以上とする。）して行われることのない場合又は一定の地点において継続（おおむね3日以上とする。）して行われることのない場合に限るものとし、これに該当しないものはオンライン診療所の開設による。

(オンライン診療所の開設手続)

第2条 オンライン診療所を開設しようとする者（以下「開設者」という。）は、開設地を管轄する保健所長に次の書類を提出しなければならない。

(1) オンライン診療の実施が必要と考える理由書（様式1号）

(2) オンライン診療の適切な実施に関する指針 チェックリスト（様式2号）

2 前項各号に規定する書類の提出を受けた保健所長は、知事を経由して、一般社団法人秋田県医師会長（以下「県医師会長」という。）に同書類を送付する。

3 第1項各号に規定する書類の送付を受けた県医師会長は、地域に与える影響やその可能性について検討の上、「オンライン診療への意見書」（様式3号）を作成し、知事を経由して、保健所長に送付する。

4 前項に規定する意見書において、県医師会長から「意見なし（地域医療に影響なし）」との回答があった場合は、開設者は医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく「診療所開設許可申請」又は同法第8条に基づく「診療所開設届」を保健所長に提出しなければならない。

5 第3項に規定する意見書において、県医師会長から「意見あり（地域医療に及ぼす影響あり）」との回答があった場合は、意見の内容に基づき、保健所長が開設者に対して指導及び助言を行い、開設者は指導及び助言に基づき、オンライン診療の実施内容等を改善・見直しした上で、第1項各号に規定する書類を再度提出しなければならない。

(オンライン巡回診療の実施手続)

第3条 オンライン巡回診療を実施しようとする者（以下「巡回診療実施者」という。）は、巡回診療を行う場所を管轄する保健所長に前条第1項各号に規定する書類を提出しなければならない。

2 前条第1項各号に規定する書類の提出を受けた保健所長は、知事を経由して、県医師会長に同書類を送付する。

3 前条第1項各号に規定する書類の送付を受けた県医師会長は、地域に与える影響やその可能性について検討の上、前条第3項に規定する意見書を作成し、知事を経由して、保健所長に送付する。

4 前条第3項に規定する意見書において、県医師会長から「意見なし（地域医療に影響なし）」との回答があった場合は、巡回診療実施計画書（「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医政発第554号厚生省医政局長通知）に基づく）を保健所長に提出しなければならない。

- 5 前条第3項に規定する「オンライン診療所への意見書」において、県医師会長から「意見あり（地域医療に及ぼす影響あり）」との回答があった場合は、意見の内容に基づき、保健所長が巡回診療実施者に対して指導及び助言を行い、巡回診療実施者はオンラインによる巡回診療の実施内容等を改善・見直しした上で、前条第1項に規定する書類を再度提出しなければならない。

(報告)

- 第4条 開設者又は巡回診療実施者は毎年1回、オンライン診療の実施状況報告書（様式4号）を保健所長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する報告書の提出を受けた保健所長は、知事を経由して、県医師会長に同報告書を送付する。
  - 3 第1項に定める報告書の送付を受けた県医師会長は、内容を確認の上、第2条第3項に規定する意見書を作成し、知事を経由して、保健所長に送付する。
  - 4 第2条第3項に規定する意見書において、県医師会長から「意見あり（地域医療に及ぼす影響あり）」との回答があった場合は、意見の内容に基づき、保健所長は開設者又は巡回診療実施者に対して指導及び助言を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。